

町指定金融機関制度 7月1日から実施

公金の取り扱いはJA東由利で

より一層の出納事務の安全を図る

市町村では地方自治法の定めによって指定金融機関を置くことができることになっていきます。

この指定金融機関制度は、簡単に言うと一つの金融機関を指定して市町村の公金の収納または支払いなど、出納のみを取り扱わせるというものです。

市町村の財政規模は年々増大し、これに伴って収納または支払いの金額、件数が年々

多くなって来ています。このため出納事務のより一層の安全と正確、そして効率化が要求されているため、県内でも指定金融機関を置く市町村が多くなり、現在六十九市町村

税金の納付などは今ままでどおり

次に指定金融機関と町民の方々とのかわりあいについて説明しますと、税金などの収入は役場、農業協同組合（各

中、五十六市町村がこの制度を取り入れていきます。

本町でも三月定例議会で、東由利農業協同組合を指定金融機関とすることが議決され、七月一日から実施します。

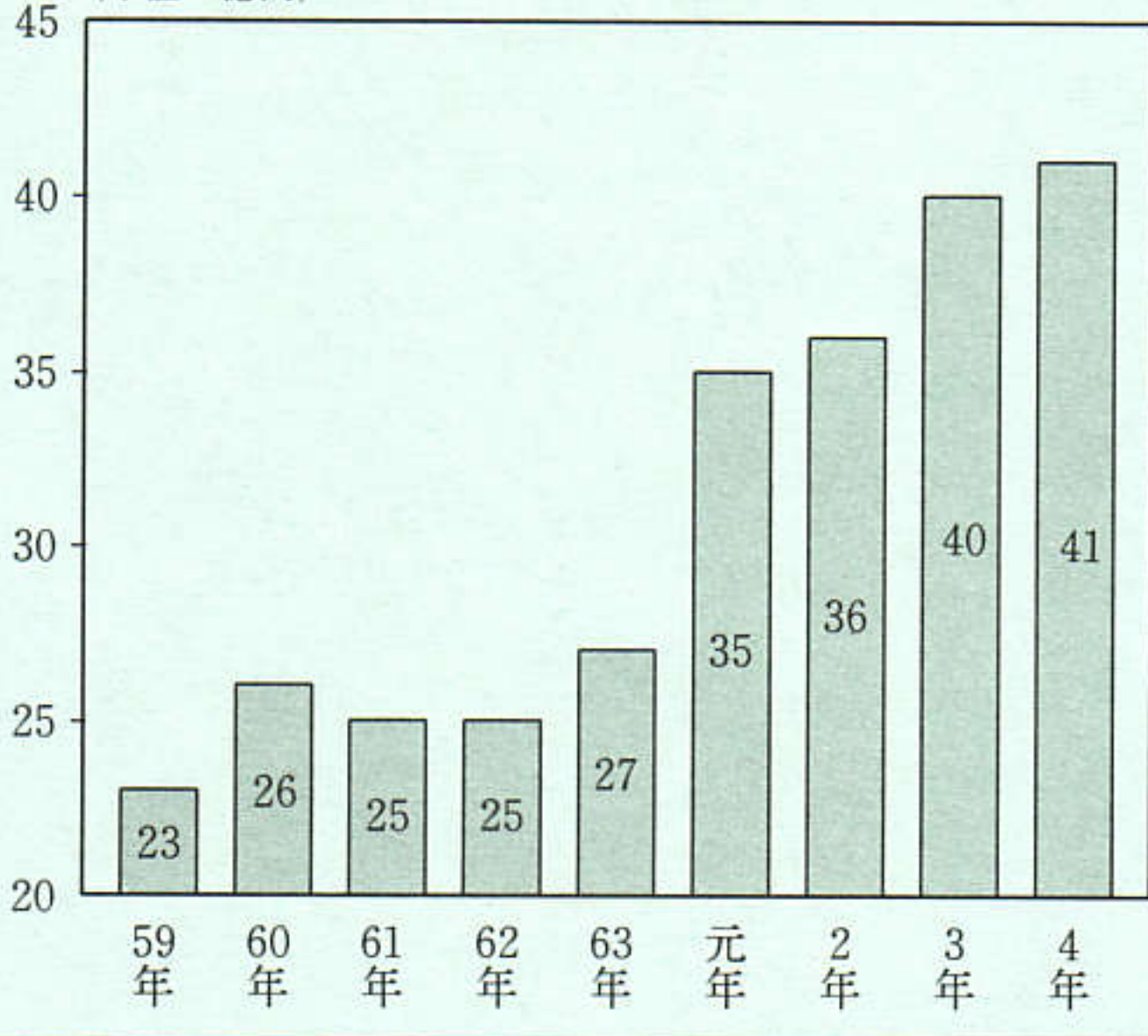
支所、信全金庫、銀行など従前どおり、どの金融機関でもかまいませんし、支払い関係は、町民の方々が指定した金融機関の口座に振り込みに

なりませんので、新たに制約を受けることは全くありません。ただ、こうした収納金は全部、一回農業協同組合の収入役口座に集まり、支払いについてはこの収入役口座から、それぞれ指定された金融機関の口座に振り込まれる仕組みになります。

そしてこれらの収納、支払い事務を専門に取り扱うため、農業協同組合から一名の職員が役場に派遣されますので、役場窓口での税金などの収納はこの職員が取り扱うこととなります。

普通会計歳出の推移

(単位：億円)



指定金融機関の利点

- ① 公金保管がより安全確実となり、また金銭事務に熟達した金融機関職員に取り扱わせることにより、正確かつ迅速な出納事務が期待できる。
- ② 日計、月計事務処理を通じて指定金融機関及び出納室相互にチェック機能がはたらき、公金取り扱いの事故防止につながる。
- ③ 公金の収納、または支払

いについて、現行では銀行(二行)、農協、信用金庫及び郵便局それぞれが分散して収納し、また支払いが行われているが、指定金融機関を置くことにより、収納、支払いの窓口が一本化され、事務の複雑さが解消される。また普通預金残高も明確となり、有効な資金運用を行うことができる。